

暮らしに「ほっ」を届けるマガジン

コロポックル

Koropokkuru
札幌司法書士会会報

vol.5
2013年
春号



特集

シリーズ連載・相続問題【最終回】
新たな事実のウラ事情
〜母の気持ち、子の気持ち（後編）〜

市民の
みなさんへ



コロポくん

特集

「対談！夕張市長と次期会長
（歴史の中に未来を語る）」

コロポックル

”今“を見つめる、”明日“を読む

vol.5

2013年
春号

司法書士の
みなさんへ



コロポくん

[編集・発行]

札幌司法書士会

札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル6F

TEL.011-281-3505

FAX.011-261-0115

http://www.sihosyosi.or.jp

■会報委員会

岩井 英典

國分 三恵子

中西 晃弘

西野 悦子

小原 有津子

対談！夕張市長と次期会長 歴史の中に未来を語る



空知地方南部の旧産炭地、財政再建中の街・夕張。その地で市長として市長として丸2年を迎えた鈴木直道氏（以下、鈴木）と、平成25年5月に新しく札幌司法書士会会長に就任する猿田史典氏（以下、猿田）の対談が、遂に実現。双方の歴史とこれからの未来について語り合った。



写真 左：鈴木直道夕張市長 右：猿田史典次期会長

双方の歴史

それぞれの歴史ということで、まずは司法書士の起源という代書人の話から。

猿田「明治5年に裁判所構成法のようなかたちで司法職務定制ができて、その中で定められた職能の一つが代書人です。元々裁判関係の書類を作成する法律実務家としての仕事をしていました」

—夕張は炭鉱の街として歴史がスタートしていますね。

鈴木「明治21年に石炭の大露頭を発見したというのが夕張の始まりでして、石炭を掘ることで戦争需要や高度経済成長を支え、発展してきました」

—そんな中、双方とも時代の流れの中でかたちを変えていきます。

猿田「司法書士は明治10年に登記制度ができた時から、当時裁判所で扱っていた流れで登記にも関与するようになるのですが、途中で法務局に移管となり、また高度経済成長で登記事件が大量に出てきたことから、次第に裁判から登記が主体になっていき、登記の専門家と位置づけられるようになりました」

鈴木「夕張も国際競争やエネルギー政策の転換で、1980年代から相次ぐ炭鉱の閉山を迎え、更に炭鉱から観光へという時代の流れを受けて、政策転換していきま

す。全国各地が炭鉱の閉山で疲弊して打つ手が見出せなかった中で、当時の自治大臣から、積極的な事業転換をはかったモデル地域として表彰を受けたんですね。1980年代、石炭歴史村構想が実現した中で、年間50万人以上はお客さんが来ていた。当時は成功という時代背景があったんでしょう」

—しかし、そういった状況は続かず、現在がある。

猿田「登記件数だけに関して言いますと、札幌管内でも景気が良い時で年間30万件くらいあったのが、現在は減少傾向です」

鈴木「夕張の現状を説明しますと、3つの特徴があります。第一に、1960年代に10万人以上いた人口が現在は1万2000人台、半世紀の間に人口が11分の1に激減しました。第二に、自然の人口減とは別に、現役世代を中心とした人口流出が一気に進んだことによつて、少子高齢化が進展、65歳以上の方の割合が45%を超えています。第三に財政難、日本で唯一の財政再生団体、いわゆる全国最高の負担、全国最低のサービスタと、いわゆる夕張の抱えている長期負債は322億円、税収入は9億円ですから、その規模が大きいことがおわかりになると思います」

—炭鉱の閉山や観光投資がかさんだことなどによる財政難が、人口減少に拍車をかけた。

鈴木「ただ、人口減少、少子高齢化、財政難、これはいずれも北海道、日本全体でも進んでいく話なんです。夕張は国の管理下で鉛筆1本買うのも大臣同意がいると言われていますが、それを悲観的にとらえるのか、私は、夕張が再建できないのであれば、日本全体も再建できないという思いがあつて、非常に人生をかける価値のある仕事だと思つて、これらの課題に取り組んでいます」

夕張といえばメロン、司法書士といえば登記

—ところで、夕張といえばメロンというように、司法書士といえば登記かなと、どちらも大きなブランド力を持つていますが、その理由や経緯についてお聞かせください。

猿田「司法書士が登記の専門家として、特に重要な役割を果たしているのは、不動産取引の場面なんです。担保が付いている不動産を銀行から融資を受けて売買する場合、利害が対立する当事者がたくさん出てくる。担保権者は返済を受けないと担保抹消しないし、売主は買主から代金もらつて返済するし、買主は融資を受けないと代金用意できないし、銀行は担保が消えないと融資実行しないと、堂々巡りでどつちが先かということになる。

そこで登場するのが司法書士です。司法書士が実体関係や書類を確認して、担保抹消、売主から買主への名義変更、融資実行に伴う担保設定が、いずれも問題なくできますよと宣言することで、皆さんが信頼して、登記実行と同じように代金決済が行われます。このような形で司法書士は、登記制度と共に不動産取引を支える重要な役割を果たしてきたのです」

鈴木「夕張は、メロンは作りたくて作ったわけではなくて、メロンしか作れないような土地だったんです。寒暖の差が激しく、土地が悪くて水が溜まらないので、他の作物が適さなかった。そこで、行き着いた先がメロン。」



夕張メロンは認知度が高く、初競りが有名ですが、実は札幌ドームで行われる巨人戦でヒーローインタビューを行う際に、選手が口々に夕張メロンがおいしいという話をされて、大きく火がついたといわれています。

また、早くから夕張メロンという商標を登録し、夕張メロン〇〇などの関連商品についてはロイヤリティを取って運営しています。産地と商品を組み合わせる商標登録するというのが、当時は最先端だった。夕張メロンは52年の歴史がありますが、当初から非常に戦略的な経営を意識してやっていたんですね。

品質管理も特徴的で、ランク外の物は市場に出さないことを徹底しています。糖度や外見などチェックしたものしか出さない。こうした品質保証を昔から確立して守ってきたというブランドでもあります」

猿田「ブランドでいえば、司法書士も、全て司法書士会に登録して業務を行うという形になっていまして、専門的分野の様々な研修をして、業務に関する高い資質を備えるように努力しています」

—お土産で夕張メロンは非常に喜ばれます。ただ、やはり、高い…

鈴木「日持ちがしなくて流通ルートが限られる、夕張の地に限界があつて玉数が少ない、ということでも自然に金額が上がってしまうのですが、夕張市内だと500円以内で食べられますよ」

猿田「そうなんですか!」

—そんな中、人口減少などの影響が、夕張メロンにも。

鈴木「売上は下がっています。最盛期42億くらいあったのが、今は25億と半減している。原因は他にも北海道のメロンが出てきて競争に置かれているのがあります」

—夕張では、まちの将来像・コンパクトシティという言葉が耳にしました。

鈴木「人口が減少していくにつれ、本来はいわゆるインフラ、水道、家、コミュニティを支える施設などをソフトウェアングさせていかなければならなかったんですが、残念ながら50年間何もやってきませんでした。かつて10万人いたときのインフラを1万人で継承して老朽化してしまっている。これを整理して通常の1万人都市の形成を、しかもお金がありませんから、一番安い金額で成し遂げなければならぬ。

これからも日本は、経済成長をしていく一方で、夕張のように過疎化が進む地域もあります。私はずっと夕張のそれをモデルにするんだということを主張してきて、いわゆるお金がない中、人口が減少する中で、街の形を再編して維持していくその過程が、同じような課題を持つ他の地域にとって意味のあるものになると考えています」

猿田「街の再編ということですが、不動産に関しては、司法書士もお役に立っている場面があるかと思えます」

鈴木「住宅再編でいえば、夕張には公営住宅が3800個あります。世帯数が今5700前後なので、過剰な公営住宅を抱えていることになる。ただ、持ち家が多いよりも住宅再編がしやすいと私は考えていまして、多すぎる公営住宅を再編しながら、売却できるものは民間に売却するなどの取り組みを行っています。夕張には不動産屋さんは一切ないので、今年4月から不動産情報の二元化として、売買物件情報の



し、日本の景気も影響している。高級な物であるという意識が高いがゆえに、贈答品として使うにしても、景気が悪いのに夕張メロンをまだ贈っている。そもそも物を贈る文化自体が縮小しているという状況もあります。また、人口の減少で、短期労働者の確保が難しくなっている。その結果、農家の家族に負担が集中して、これなら違う仕事をするよという負の循環にもなっています」

それぞれの未来

—歴史を踏まえて、まずは司法書士も進化しているというところを。

猿田「司法書士も大きな改正や社会の流れの中で、色んなことに取り組んできました。」

新しい成年後見制度がスタートした際には、後見人になる人が必要とのこと、社団法人成年後見センター・リーガルサポートをいち早く立ち上げて、障がい者や高齢者の財産管理などをフォローする取り組みを始めました。

平成15年には簡裁訴訟代理権を取得しまして、140万円以内で弁護士と同じように法廷でも裁判外でも代理業務ができるようになり、名実ともに法律家として、多重債務、ヤミ金、悪質商法、自殺の対策といった社会活動を行っています。また、そういった被害を未然に防ぐ観点から、学校などに出かけていつて講義をする法教育事業も行っております。

また、新しい紛争解決機関として、裁判外で当事者同士が話し合いをして納得のいく解決を目指すADRセンターを開設しました。これからも、市民に身近な法律実務家として更に進化していきます」

発信などを行う窓口も市で始めますので、もし売却の話など聞いた際には、言って頂ければと思います」

おわりに夕張相談センター開設

—昨年、法的サービスの空白区だった夕張に相談センターを開設しました。猿田次期会長からその意気込みなどを。

猿田「夕張で相談センターをやらせて頂くというのは我々の念願でもありました。広報が大変で、件数があつたりなかつたりなんですけども、広報をしながら継続していくことが大変大切だと思つてやっています。また、昨年は今川和哉さんが夕張で司法書士を開業して、会でも開業支援をしたんですけども、お力になれるように頑張っています。」

司法書士は、国民の人たち隅々まで法の光を当てるのが、仕事の裏にくっついている職業だという自覚の元に活動させて頂いておりますし、今後も北海道全体で、司法過疎地の法的サービス拡充事業に取り組んでいきますので、ご支援をどうぞ宜しくお願いします」

—市長からもメッセージをお願いします。

鈴木「相談センターの相談件数があつたりなかつたりという話ですが、特に高齢者の方は多くの様々な不安を抱えている中で、夕張に来て法的サービスの窓口になつてくれるということが、年数が経つうちに理解され、非常に価値あるものであると認識してくれたいと思います。我々行政も、皆さんと、我々の至らない点や、必要なサービスの掘り起しなどを、一緒に見つめていければと、是非これから末永いお付き合いを頂ければと思っております」

—本日はご多忙中、貴重なお話をありがとうございました。

(記事:こ)

成年被後見人の 選挙権剥奪に対する 違憲判決出る!



2. 東京地方裁判所の 言い渡した判決の概要

そこで、本号では、前記東京地裁の判決(以下、本判決という。)の概要をお伝えする。(以下、判決要旨の引用部分に網かけを引く。)

本判決では、まず、被後見人の選挙権に関する違憲審査基準について、最高裁判平成17年9月14日大法廷判決を引き合いに出し、選挙権は国民の国政への参加の機会を保障する基本的権利として、議会制民主主義の根幹を成すものであるから、国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることが「やむを得ない」と認められる事由がなければならないとする。

そのうえで、我が国の民法は、成年被後見人を、事理を弁識する能力を欠く者として位置づけておらず、事理を弁識する能力を欠く「常況にある者」と規定し、一時的にせよ事理弁識能力を回復することを予定して種々の規定を置

1. 東京地裁より 違憲判決出る!

本誌コロポックルの第2号において、成年被後見人が選挙権を有しないとすると公職選挙法の規定は憲法違反であると

して、札幌の男性が国を相手に選挙権を有していることの確認と100万円の損害賠償を求める訴訟を札幌地裁に起こしたことをお伝えした。

第2号での記事は、成年後見制度利用者(被後見人)の選挙権喪失の経緯や選挙権の制限に関する学説及び判例の動向をお伝えするとともに、主として選挙権を行使する能力を中心に、成年被後見人の選挙権を一律に奪うことの不合理性を指摘し、成年後見制度利用者の権利を侵害する公職選挙法11条1項1号は改正すべきとした内容のものであった。

同様の訴訟は、東京、さいたま、京都でも起こされていたが、東京地方裁判所はその先陣を切って、本年3月14日、成年被後見人は選挙権を有しないとされた公職選挙法11条1項1号は憲法15条1項及び3項、43条1項並びに44条ただし書に違反し無効であるとして、成年被後見人の選挙権を認める判決を言い渡した。

本誌コロポックルの第2号において、成年被後見人が選挙権を行使するに足る能力を有する成年被後見人は少なからず存すると認められる」としている。

確かに、知的障害者の施設では、普段は同じような能力の人たちであるのに、選挙の投票日になると、成年後見制度の利用の有無によって投票できる人と投票できない人に分かれることになり、本人も家族も何ともやりきれない思いになると聞く。

また、本件裁判で国は、選挙時に選挙能力を個別に審査することは困難であるから(成年後見制度を借用して)成年被後見人に一律に選挙権を認めないとするこもやむを得ないと主張した。

これに対し、本判決では、外国や外国の州においては、精神的事由で無能力とされる者には選挙権を付与しない等の規定を設け、現にその運用を行っているところが少なからず存る、として、個別による対応が諸外国では現実に行われていることを指摘し、実際の運用に困難

が伴うからといって、およそ制度趣旨を異にする成年後見制度を借用して、成年被後見人から一律に選挙権を奪うことが「やむを得ない」とはいえない、と断言した。

そして、本件のように、「やむを得ない事由」がないのに国民の選挙権を制限する立法をすることは、立法裁量の限界を超えて憲法に反することになると判断したのである。

3. 判決は出たが 終わりはまだ見えない

成年被後見人の選挙権を明確に認め、た右記東京地裁の判決については、積極的に評価するものであるが、本判決の本文は、原告である成年被後見人が、衆議院議員の選挙及び参議院議員の選挙において投票することができる地位にあることを認めたもので、成年被後見人の被選挙権については何も触れられてはいない。判決理由中においても、わざわざ

ぎ、成年被後見人は選挙権を有しないとされた公職選挙法11条1項1号は：無効である、としているだけである。

本判決が成年被後見人の被選挙権については判断をしていないのであるならば、成年被後見人の選挙権のみならず被選挙権についても十分な検討が行われるべきであろう。なぜなら、被選挙権を有する者の範囲を制限することは、選挙権を有する者が選択する範囲を制限することでもあり、結果として選挙権を制限することにもなりかねないからである。

また、本判決を受け、政府は今国会に公職選挙法の改正案を提出する見込みであるとのニュースを聞いていたのだが、反対に国が控訴したとのニュースが飛び込んできた。政治国家である我が国が、公職選挙法の改正に着手することなく、このまま放置国家を自認してしまつてよいのだろうか。(記事：い)



information 01 札幌司法書士会 ホームページをリニューアル!



- POINT 1 より「使いやすい」**
より「使いやすい」ホームページを目指して、レイアウトやページ構成を見直し、デザインを全面的にリニューアルしました。
- POINT 2 より「わかりやすく」**
司法書士についてより「わかりやすく」、親しみをもっといただけるよう、読みやすくメリハリのある色合いを心がけました。
- POINT 3 より「見つけやすく」**
「名前から探す」、「分野から探す」、「フリーワードで探す」、「地図で探す」、様々な方法で目的の司法書士を探せるよう、検索機能をアップいたしました。



今後もよりリアルタイムな情報をお伝えできるよう更新してまいります!
札幌司法書士会ホームページ
<http://www.sihosyosi.or.jp/>

information 02 受講無料 & テキストプレゼント 司法書士による暮らしに役立つ法律教室

- 開催日とテーマ**
5月25日(土)・・・相続遺言
6月22日(土)・・・成年後見
7月20日(土)・・・相続遺言
8月21日(水)・・・相続遺言
9月14日(土)・・・成年後見
- 申込方法** 事前の電話予約が必要です
- 予 約 先** 札幌司法書士会事務局 **先着 各回定員 25名**
- TEL.011-281-3505** 【受付時間】 平日10時～16時まで
- 開催場所** 札幌司法書士会研修室
札幌市中央区大通西13丁目4番地中菱ビル2階
- 講義時間** 各回10時～12時

去る平成25年2月2日、札幌司法書士会平成24年度第2回臨時総会 に於きまして、新役員が選任されました。



理事の皆さん何とまでんでんバラバラなポーズをとってありますが、実はある有名な画家の絵を真似ているつもりです。分かりますか? 正解は次号に。

札幌司法書士会 新役員の紹介
後方左から順に…【理事】中村謙司、【理事】岡田誠司、【副会長】坂本英俊、【理事】小原有津子
前方左から順に…【理事】吉田豊、【理事】坂口亜子、【会長】猿田史典、【副会長】高木勝正、【副会長】廣瀬充弘、【理事】橋本健二郎、【理事】石橋孝彦、【理事】後藤力哉、【理事】寺西広、【理事】林和宏

札幌地区支部統合「札幌支部」へ

本年1月11日、札幌地区6支部では初めての、そして6支部合同という、極めて異例の臨時総会が開催されました。この支部臨時総会の議案は、本年4月1日をもって、札幌地区6支部を1支部に統合し、「札幌支部」とすることについて、支部会員の承認を求めるものでした。本来、支部の地区割についての決定権は札幌司法書士会(以下、「本会」)会長にあります。支部臨時総会に先立ち、本会の理事会において、各支部の自治を尊重し、「札幌地区6支部での承認を条件として今回の統合を行う」との決議がなされたのです。

札幌地区支部の再編については、一昨年より、支部長会、支部のあり方検討会議、支部再編検討委員会を経て議論が交わされ、昨年11月には、札幌地区各支部会員との意見交換を行うべく、支部再編検討委員会主催による会員懇談会が開催されました。

会員懇談会、支部臨時総会を通じて支部再編に慎重な意見も見受けられましたが、活発な議論がなされた結果、支部臨時総会における札幌地区6支部の統合に関する議案が承認され、4月1日から「札幌支部」としての事業執行がスタートしました。

この統合により、札幌支部は、会員数350名超の大型支部となり、本会において対応困難な厚生事業を主軸とした事業執行が予定されています。これまでの6支部体制下では、同じ札幌地区内でも、親交のある会員同士の所属支部が異なると、仲間内で誘い合わせることができず、支部事業への参加を躊躇する場面があったかもしれません。そのような会員にとっては、今回の統合で札幌地区支部の垣根が無くなったことが、支部事業参加のきっかけとなる可能性があります。大型支部としてのメリットを生かした札幌支部での事業展開を期待して、本誌では、今後も取材を継続していきます。(記事:お)

編集後記

夕張の対談に同行しました。鈴木市長は気さくながらも、夕張再生への熱い思いを持っている方で、猿田次期会長も「ピンチをチャンスと思える、聡明な若きリーダーを見た」とその印象を話していました。

市の職員の皆さんも、すれ違うたび笑顔で「こんにちは」と声を掛けてくれたり、写真撮影のために荷物をよけてくれたりと、とても温かく親切でした。

カレーそばやご当地キャラ・メロン熊など、話題も増えています。可能性を秘めた夕張のこれからの、要注目です。
(園分三恵子)

覚えてすぐ使える!!

ワンポイント手話教室

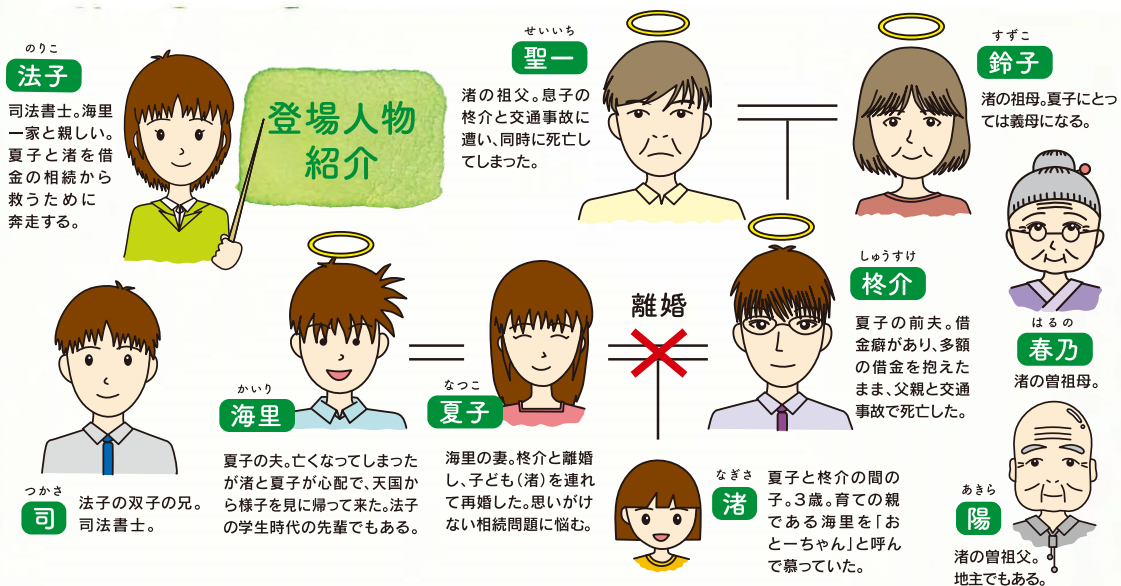
第5回 『何?』

「何?」
人差し指を立て
数回左右に振ります。
他に、「どうしたの?」
など、問いかけるとき
にも使います。

新たな事実のウラ事情

～母の気持ち、子の気持ち(後編)～

【最終回】



—前回までのお話—

公証役場を訪れた夏子と法子は、鈴子の遺言の内容を確認し、終介、爽太に対する鈴子の思いを知る。遺言の内容を実現させるためにも爽太を探す二人は、春乃から、爽太が入退院を繰り返していることを聞き、市立病院へ向かった。

【於：市立病院】

法子：「結構大きな病院ね。」

夏子：「この町ではいちばん大きい病院なの。ナースステーションに行って、爽太さんのこと、訊いてみるわ。」

—数分後—

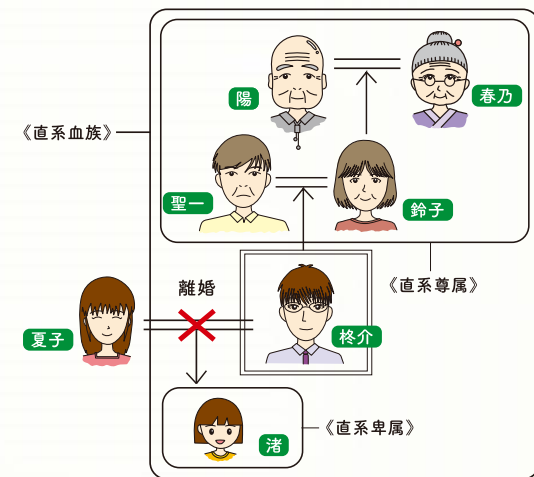
法子：「…どうだった？」

夏子：「詳しくはわからないけど、爽太さんは入院していないみたい。」

法子：「そうすると、爽太さんの戸籍の附票を取得して住所をたどれるか、よね。戸籍の附票は、本人と配偶者、直系血族、その他同一の戸籍に入っている人からの請求で取得できるけど、それ以外の方が請求する場合、取得できるかはケースバイケースなのよ。」

夏子：「『直系血族』って、どの範囲の人のことを言うの？」

法子：「本人から見て、世代が上下の直線でつながる人たちのことよ。直系血族のうち、本人の上の世代、具体的には、両親、祖父母、曾祖父母…を『直系尊属』、下の世代に当たる、子、孫、ひ孫…を『直系卑属』と言うの。直系尊属は『その人が存在しなければ自分が生まれていないという関係にある人たち』、直系卑属は『自分が存在しなければ生まれてこない人たち』と考えるとわかりやすいかな。」



夏子：「そうすると、渚と爽太さんは直系血族ではないから…爽太さんの直系尊属に当たる陽おじいちゃんか春乃おばあちゃんから交付の請求をしてもらった方が良さかしら？」

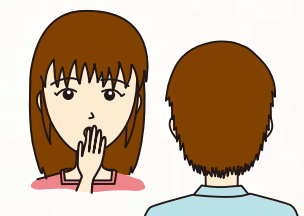
法子：「そうねえ…何回も役所に足を運ぶより、協力してもらった方がよいかも。」

【於：陽おじいちゃんの家へ向かう途中、終介の実家付近】

男性：「すみません、このあたりに冬野さんという方がお住まいではないでしょうか？」

夏子：「あの…私、冬野の関係者です。失礼ですが、どちら様でしょうか？」

男性：「私、冬野終介くんの友人で、亡くなった鈴子さんにもお世話になった者です。」



夏子：「まあ、終介さんのお友達でしたか！はじめまして、夏子と申します。」

男性：「はじめまして、秋山と申します。あの…終介くんは？彼は、どうしていますか？」

法子：「あの一、ここで立ち話もなんですから、家に入られた方が…。秋山さん、私、夏子さんの友人で、桐原法子と申します。」

秋山：「桐原さん、はじめまして。…すみません、つい気が急いちゃって。」

夏子：「法子ちゃん、ありがとう。秋山さん、法子ちゃんも、中へどうぞ。」

秋山：「…柊介くんは、元気ですか？」

夏子：「実は、彼…事故で亡くなったんです。」

秋山：「そんな…!いつですか?!」

夏子：「今年の8月だそうです。実は私、彼の前妻なのですが、離婚してから連絡を取っていなかったもので、彼が亡くなったことを知ったのが、つい最近なんです。彼との間に生まれた娘のことで、時間のある時にこちらに来ています。」

秋山：「そんな…やっと見つけたのに。」

夏子：「彼に、大切な用があったのですか？」

秋山：「彼に言いたいことも聞きたいこともあったので…すみません、心の整理がつかなくて」

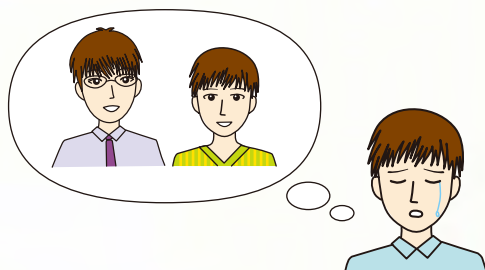
法子：「あの…、つかぬ事を伺いますが、秋山さんは、柊介さんといつからお友達だったのですか？」

秋山：「彼とは、僕が入院していた時に知り合いました。」

法子：「市立病院…ですね？」

秋山：「はい、生まれつき心臓が悪くて、入退院を繰り返していました。2年前まで看護助手をしていた彼のお母さん…鈴子さんには、いつもよく面倒をみてもらいました。彼と初めて会ったのは今年の6月です。生前、鈴子さんが僕のことをよく話していたから、と、鈴子さんが亡くな

たことを知らせに、病室まで来てくれたのです。彼はそれから毎日のように僕を見舞ってくれました。そして8月、僕が心臓の手術を受ける前日、彼に言われたのです。『必ず元気になると約束してほしい。どうしても伝えなければいけない、大事な話があるから。』と。けれど、それを最後に彼は全く姿を見せなくなって…僕は、彼との約束を守り、ここまで回復しました。それを伝えたくて、彼の話を知りたくて、彼を訪ね歩いてきたのです。」



法子：「そうですね…やっぱりあなただったんですね、爽太さん。」

秋山：「僕の名を、ご存じだったのですか？」

夏子：「爽太さん、柊介さんは亡くなる前にあなたと会えたのですね。…実は私たち、あなたを探していました。彼が伝えたかったことの一部にしかありませんが、私からお伝えしても、よろしいですか？」

(秋山)

爽太：「…鈴子さんは、僕の生みの母だったのですね。別れても、ずっと僕の傍にいてくれた。柊介くんのこと…何も知らなかったことが悔やまれてなりません。」

夏子：「彼は、もっともっと爽太さんに伝えたいことがあったでしょうに…」

爽太：「夏子さん、ありがとう。短い間でしたが、彼はいろいろな話をしました…そう、彼、夏子さんと渚ちゃんのこと話してくれましたよ。」

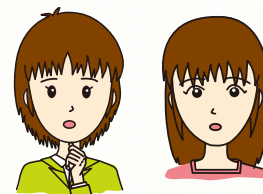
夏子：「彼は、何て…」

爽太：「『ひどいことをした』と。夏子さん、彼の借金の原因が何だったか、知っていますか？」

夏子：「ええ…ギャンブルにつき込んだと聞いています。」

爽太：「なぜやめられないのか、借金をしてまで続けるのか、納得がいかなかったでしょう？それは、彼自身も同じだったんですよ。」

法子：「自分の意思ではコントロールができない…そうか、柊介さんはおそらく、ギャンブル依存症だったのね。」



夏子：「ギャンブル依存症？」

法子：「そう、ギャンブル依存症はれっきとした精神疾患なの。生活を顧みずギャンブルにお金をつぎ込み、家族や身近な人をも巻き込んでしまう、厄介な病気よ。」

夏子：「私が彼の借金に気づいてお義母さんに相談した時に聞いた話では、義両親が彼の借金を過去に2回も肩代わりしていたそうなの。義両親も私も彼が病気だなんて思いも

しなくて…私たちにできることはあったのかしら。」

法子：「ギャンブル依存症は、世間の認知度が低いし、本人も『ギャンブルなんて、自分の意思ですらいつでも止められる』と思っているから、病気であることを認めない傾向が強いわ。本人が『ギャンブルを続けていても、借金が増えても、家族が何とかしてくれるから、普通の生活ができる』と錯覚してしまうと症状がエスカレートするから、家族は本人がギャンブルで抱えた問題の後始末をしないことが大事よ。」

夏子：「それじゃ、ギャンブルで作った借金を家族が肩代わりしてしまうことは、本人の病状を悪化させてしまうことに繋がるのね。」

法子：「まずは本人が依存症であることを認識して治療を受け、ギャンブルを完全に止めなければ、また同じように借金を繰り返す、根本的な解決にならないわ。そして、借金の返済はあくまで本人がすること。保証人になっていない限り、家族に返済義務は無いわ。それに、本人が返済困難な場合には債務整理をするという方法もあるから、家族が思い詰めても大丈夫なのよ。依存症については精神保健福祉センターや依存症に詳しい心療内科などの専門機関に、借金については司法書士、弁護士に相談することが、解決への一歩になるわ。」

夏子：「私は彼を理解しようとせずに離婚してしまったのね…」

爽太:「けれど、彼にとっては、夏子さんと渚ちゃんを失ったことが、自分の病と向き合うきっかけになったと思いますよ。」

夏子:「病と向き合う、きっかけ…?」

爽太:「彼は離婚後、鈴子さん…母と共に心療内科を受診し、ギャンブル依存症のことを知ったそうです。その時、もし、彼が大事なものを失うことなく、変わらない生活をしていたら…事の重大さに気づかず、「自分が依存症になどなるわけがない」と受け流してしまっていたでしょう。彼はギャンブルを絶つため、ギャンブル依存症で苦しむ人たちの自助グループ(ギャンブラーズ・アノニマス、GA)に通い、母はギャンブル依存症者の家族のための自助グループ(ギャマン)に通っていたそうです。離婚を機に、彼は問題に向き合い、自ら治療に踏み出すことができたのですよ。」

夏子:「そう言っただけだと、少し気持ちが楽です。」

爽太:「彼が事故で亡くなったことは、本当に無念でなりません。結局僕は、僕を生んでくれた母にも、生きる力をくれた弟にも、感謝を伝えられなかった。」

法子:「爽太さん、鈴子さんのご両親…あなたのおじいさんとおばあさんは、まだお元気よ。今度ぜひ訪ねてあげてください。それと…鈴子さんがあなたに遺したのがあるの。」

爽太:「僕に?」

夏子:「そうなんです。この遺言を見て下さい…」

【於:桐原司法書士事務所】

司:「…で?鈴子さんの遺言は無事に執行できそうなの?」

法子:「爽太さんが快く手続きに協力してくれているから、大丈夫よ。」

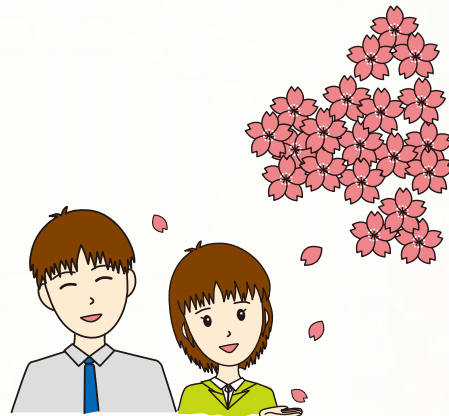
司:「爽太さんの体調はどうなんだい?大病だったんだろ?」

法子:「体調は良好で、軽い運動も問題ないみたい。今、市立病院でボランティアをしているそうよ。社会復帰に向けた第一歩は、鈴子さんと柗介さんとの思い出がいっぱい詰まった場所から始めたいんですって。」

司:「そうかあ…これで一件落着、か。」

法子:「夏子さんの出産も、そろそろね。渚ちゃん、弟か妹か、とても楽しみにしているそうよ。」

司:「みんなに等しく、春が来たね。」



(記事:お)

司法書士が答える

「ほっ」と相談室 vol.5

～相談内容～『相続登記、いつまでにしたらいいの?』



今回の回答者

札幌司法書士会所属
司法書士
西野 悦子

相 3年前、父が亡くなりました。預金の解約や、役所への届出などは、すぐに手続きをしましたが、不動産の名義変更をすることを忘れていました。相続手続は、3か月以内にしなければならないと聞きましたが、どうしたらいいのでしょうか?



そうですね…。相続登記には期間制限はありませんが、長期間放置していると、手続が大変になったり、できなくなったりする場合がありますよ。



相 えっ? そうなんですか?



はい。例えば、万が一、お姉様が亡くなってしまった場合、お姉様の相続人、つまり、お姉様の配偶者(夫)や、子どもたちも相続人になってきますし、お姉様の分の相続書類も必要になります。また、お姉様が亡くならなくても、ご病気になって、ご自身の意思を表示できない状態になった場合には、お姉様の代わりに遺産分割をする人(成年後見人等)を裁判所に選んでもらわなければ、相続登記をすることができなくなります。

相 不動産の名義人(所有者)が亡くなった時、相続登記をすることで、不動産の名義を変更することができます。相続登記には、期間制限はありません。3か月というのは、相続放棄をすることができる期間の事だと思いますよ。今からでも大丈夫です。ご安心ください。

相 良かったです。相続登記って、どうやってするのですか?

相 はい。相続登記には、原則として、被相続人(亡くなった方)の生まれてから亡くなるまでの全期間の戸籍謄本と、相続人全員の戸籍謄(抄)本が必要になります。また、不動産を、特定の相続人に相続させたいときには、相続人全員の印鑑証明書付の遺産分割協議書が必要になります。他にも、ケースによって、様々な書類が必要になります。

相 何だか大変そうですね。相続人は、私と姉の2人だけだし、姉は私が不動産を相続してもいいって言っているから、しばらくこのままにしておこうかな…。



はい、頑張ってください! 困った時には、お近くの司法書士が相談に乗ってくれます。ぜひ、お気軽に相談してくださいね。

お悩みの方は、下記の相談センターまでコール

- 申込方法 下記番号まで、希望相談日時をご予約ください。
- 電話予約 **011-272-9035** (月～金/9:00～17:00)
- 相談員 認定司法書士 ※祝祭日、年末年始、お盆期間は除く
- 住所 札幌市中央区大通西13丁目 中菱ビル3階

下記地区においても相談を受け付けています。

- 滝川地区/0125-23-7737
- 苫小牧地区/0144-33-8885
- 小樽・余市地区/0134-62-6734
- 岩見沢地区/0126-20-2575
- 室蘭地区/0143-46-8585
- 夕張地区/0123-56-5666

